

川崎市民間保育所施設整備借入金返済費助成要綱

27川市保第287号
平成27年4月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき設置する保育所（以下「保育所」という。）の施設経営の健全化を図るため、予算の範囲内で施設整備借入金返済費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象経費及び助成額)

第2条 助成の対象とする経費及び助成額は、次表に掲げるとおりとする。

対象経費	助成額
施設整備借入金返済費（ただし、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人が行う市が認めた施設整備に係る借入金の返済費に限る。）	(1) 元金分 市が認めた施設整備に係る補助基準額（ただし実行額が補助基準額に満たない場合は、その実行額）から補助金額を差し引いた額（以下「借入基準額」という。）を上限とし、約定に基づき算出した当該年度の返済額の元金分 $\times 0.75$ （ただし、1,000円未満は切捨てとする。） (2) 利子分 ア 独立行政法人福祉医療機構、神奈川県社会福祉協議会又は川崎市社会福祉協議会から借り入れた資金の場合は、借入基準額に対し、約定に基づき算出した当該年度の返済額の利子全額 イ 川崎市に証書貸付実績を有する金融機関から借り入れた資金の場合は、借入基準額に対し、貸し付け実行日の2営業日前の当該金融機関が適用する長期プライムレートに1%を上乗せした利率により算出した当該年度の返済額の利子額を上限とする。 ウ その他金融機関から借り入れた資金の場合は、借入基準額に対し、貸し付け実行日の独立行政法人福祉医療機構の固定金利利率により算出した当該年度の返済額の利子額を上限とする。

(交付の申請)

第3条 施設整備借入金返済費の助成金の交付の申請をしようとする者は、民間保育所施設整備借入金返済費助成金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 この助成金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成額の算出の基礎となる約定の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 助成の対象とする経費の執行が予定の期間に完了しない場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及び条件を、助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 第5条第1号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、変更の内容及び理由を明らかにし、その旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の変更交付)

第8条 施設整備借入金返済費の助成金に変更が生じたときは、民間保育所施設整備借入金返済費助成金変更交付申請書(第2号様式)に関係書類を添えて、3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 第4条ないしは第6条の規定は、前項の場合において準用する。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示もしくは命令に違反したとき。

(実績報告)

第10条 施設整備借入金返済費の助成金の実績報告は、民間保育所施設整備借入金返済費助成金実績報告書(第3号様式)に関係書類を添えて、翌年度の5月末日までに市長に行わなければならない。

(調査)

第11条 市長が必要と認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、経理等の状況について調査をすることができる。

(書類の整備等)

第12条 助成金の交付を受けた者は、助成の対象とする経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておか

なければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成金を交付した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。